

第28回（令和7年度） 恩納村産業まつり出店募集要綱

1. 趣旨

農畜産物、水産物、加工品、お土産品、観光物産等を一堂に展示即売し、広く村内外にアピールする場として農林漁業、商工業、観光産業の振興発展と、村民、各生産者、観光関連事業所等の親睦と連携を図ることを目的とする。

2. 名称

第28回恩納村産業まつり

3. 開催日

令和8年1月24日（土）～25日（日） 予備日なし

土曜日：午前11時～午後4時

日曜日：午前10時～午後4時

4. 開催場所

恩納村赤間多目的運動場（ドーム）

5. 主催

恩納村産業まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）

6. 出店資格

- (1) 恩納村内に事業所を有し、現に生産、加工、販売をしている者。
- (2) 恩納村特産品及び恩納村商工会会員を優先的に取り扱うものとする。
- (3) 法令等により許認可を必要とする業種は、その許可を受けているものであること。
- (4) 公序良俗に反する物品の販売及び出店は認めないものとする。
- (5) その他実行委員会が適当と認めた者。

7. 出店停止について

実行委員会は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合は、その業者に対し営業停止を命ずることができる。尚、上記出店業者については、今後3年以内の出店を停止することができる。

8. 出店留意事項

- (1) 指定された場所を他人に転貸及び目的以外に使用してはならない。
- (2) 指定された場所以外で物品を販売してはならない。
- (3) 不当な価格表示で物品を販売してはならない。
- (4) すべての商品には必ず「税込み価格」を表示すること。
- (5) 店舗前が見やすい場所に必ず商号（店舗名）を掲示すること。
- (6) 販売商品はできる限り地場産品を使用すること。
- (7) 営業時間を遵守すること。
- (8) 飲食店は営業許可書の原本を店内に掲示すること。

※飲食店の出店は事前に食品営業（臨時営業）に必要な許可を取得していること。

【窓口：沖縄県保健医療部 中部保健所（生活衛生班）TEL：098-938-9787】

- (9) 飲食物を取り扱う業者は、当日は食品衛生指導員の指導に従い、特に品質管理を十分に行うこと。
- (10) 飲食店は、各自で賠償責任保険（臨時営業の対応保険）の加入が出店条件のため、まつり当日ま

でに加入すること。

- (11) 盗難及び危険防止等の営業に伴う管理を十分に行うこと。
- (12) 発電機の持ち込み使用は禁止する。
- (13) 飲食テナントの電気の使用容量は 3,000W、物販テナントは 2,000W とする。
- (14) 申込以外の物品を新たに取り扱う場合、前もって届け出てその承認を得ること。
- (15) まつり期間の途中で引き上げは原則認めない。事務局と協議の上やむを得ない場合と認められる場合は、その限りではない。
- (16) 各店舗周辺の清掃は、土日の開店前及び閉店後に行い、ごみ等は指定された場所に集めること。
なお、ごみ袋等の清掃に必要な物品は各自で準備すること。
- (17) 産業まつり後に実行委員会が行うアンケート（売上に関する項目を含む）に協力すること。
- (18) その他この要綱に定められていない事項については、実行委員会の指示に従うこと。

9. 申込方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要な事項を記入の上、必要書類を添付し恩納村商工会に申し込むこと。
- (2) 他人の商号又は名義を借りて申し込むことはできない。

10. 受付期間

令和7年11月6日（木）から11月21日（金）17時までとする。

ただし、受付期間内であっても定員に達した場合は、締め切ることができる。

11. 出店料

出店料は、原則としてまつり期間中2日間分とする。

- ① 飲食店業者 10,000円（6坪テント・テーブル3台・椅子3脚・腰壁）
- ② 物品販売業者 3,000円（テーブル2台・椅子3脚）

テーブルサイズ：W180cm×D45cm

申込書に記載されている期限までに下記口座へお振込みください（振込手数料負担）。

金融機関名	沖縄県農業協同組合（9375）恩納支店（129）
種別	普通
口座番号	0415031
口座名義	恩納村産業まつり実行委員会 委員長 長浜善巳

インボイス登録番号 恩納村産業まつり実行委員会 T9700150114909

12. 出店場所の決定

- (1) 恩納村産業まつり実行委員会で決定する。

13. 設営及び撤去

- (1) 出店場所が確定した後、まつり前日11月23日（金）に設営を終了すること。
設営に関する時間や詳細については、改めて実行委員会から連絡します。
- (2) まつり終了後の撤去については11月25日（日）18時まで完了させること。

14. 福引抽選券について

各テナントにおいてお買い上げ500円ごとに1枚を購入者へお渡しください。

※福引券は土曜日各テナントに事前に配布します。途中不足が生じた場合は、本部でお受け取り下さい。1回の抽選に必要な福引券は3枚